

「オルムステッド対合衆国」事件

Olmstead v. United States, 277 U. S. 438 (1928).

山 中 俊 夫

この事件は、「不当な搜索・押収にたいする個人の保護」に関するものの一つであり、就中、搜索の手段としてのワイヤー・タッピング（電話傍受）が、不当な搜索・押収に該当するか否か、が争点となつたものである。

周知のごとく、科学の発達は、犯罪手段と搜索手段とのしきぎをけざる相剋を惹起する。本事件は、犯罪手段の一つとしての電話利用と犯罪搜索手段としてのワイヤー・タッピングという文明対文明の問題である。科学的搜索といわれるものには、本件における電話傍受のように犯罪事実を直接的に探知するものと、嘘発見器、麻酔分析のように取調べに用いられるものとがある。いずれも、基本的人権、基本的自由と対決する必然性を有し、科学的搜索の限界がここで問題となる。

さて、本件は、搜索手段としてのワイヤー・タッピングの合憲性、違憲性に関して、合衆国憲法修正第四条、修正第五条の

解釈をめぐって争われたものであり、ワイヤー・タッピングには、身体、家屋、文書財産に対する直接的・具体的侵害が存在しないだけに、一九〇〇年代の前半における一つの解釈問題となした。

〔事実〕 上訴人（Petitioner）は、ワシントン西部地区地方裁判所において、酒類の不法な所持、運搬、輸入、貯蔵、そして販売を共謀し、連邦禁酒法（National Prohibition Act）を侵犯したなどにより有罪とされた。上訴人に加えて七二名の者が起訴された。ある者は逮捕されず、ある者は釈放され、他の者は有罪を自認した。

記録にあらわれた証拠によれば、驚くべき大規模な酒類の不法な輸入、所持、および、販売にかかる共謀の事実は明らかである。さらに、それは五〇人を超える人間の雇用、ブリティッ

シユ・コロンビアへの酒類運搬の用に供する外洋船舶、ワシントンへの沿岸運搬の用に供する小型船舶の雇用、シアトル市周辺制限区域外での大型貯蔵庫および多くの小型貯蔵庫を備えたランチの購入および使用、電話交換手、支配人、販売員、運搬人、発送人、偵察員、帳簿係、集金人、そして、弁護士をかえた中央事務所の維持、といった規模のものであった。売上げは、悪い月でも一七六〇〇〇ドルにのぼった。年間総売上げ額は、二百万ドルを超えるものであった。

オルムステッドは、この企みの主謀者であると同時に、総元締であった。彼は、元手に一〇、〇〇〇ドルを出資し、他の十一名がそれぞれ一、〇〇〇ドルづつを出資した。利益は、オルムステッドに二分の一、残り二分の一を十一名にという具合に配分された。シアトル市の数ヶ所に点在する事務所のうちでも、中央事務所は、大きなビルディングの中に置かれていた。そこには、独立の電話が三本引かれ、さらに、オルムステッドの家に置かれた責任者事務所、共謀者の家、そして、シアトル市他の場所にも電話が引かれていた。連絡は、絶えず、ブリティッシュ・コロンビア地区バンクーバーとの間で交わされていた。
……共謀者の一人が、電話注文を受け、他の部屋で待機している者に注文書を作製するよう指示するべく、當時、中央事務所に詰めていなければならなかつた。電話番号は、顧客であることの明らかな人間にだけ知らされてあつた。一日の売上げは、ときに、二〇〇ケースにものぼることがあつた。

共謀の事実、その性格、そして、その規模を探知するに到つた情報は、ほとんどすべて、連邦酒類取締官による共謀者達の電話の傍受によつて得られたものであつた。小型ワイヤーが上訴人四人の住居から出ている普通電話線と中央事務所から出ているそれとに取り付けられた。ワイヤーの取り付けは、被告人の建物を何ら侵害することなく行われた。中央事務所の電話については、大きなオフィスビルディングの地下室で、住居から出ている電話線へのワイヤー取り付けは、その家の近くの街路で行われた。

証拠の蒐集は、数ヶ月にわたつて続けられた。共謀者達の電話——それを記録するために速記ノートの取り替えがひつきりなしに行われた——は、政府側証人により証言された。それは、共謀者、その部下による大規模な酒類取引の事実を暴露した。傍受装置によつて、顧客からの酒類の注文とその受注の模様が聴取された。取締官は、会話者間の対談の聴取者となつた。聴取された全内容は、正式起訴状に示された共謀の事実を明らかにするものである。傍受された会話の多くは、単なる犯罪事実の報告書ではなく、共謀の事実そのものを構成するものであった。

タフト首席裁判官の意見

修正第四条は、「不当な捜索または逮捕、押収に対し、その身体、書類および動産を保障される国民の権利は、これを侵し

ではない。令状は、宣誓もしくは誓約によつて立証される信用するに足る事由にむとづき、かつ、捜索されるべき場所および逮捕、押収されるべき人あるいは物を特定したものでなければこれを発することができない」と規定し、修正第五条は、「何人も……刑事案件において、自己に不利益な証人となることを強制されない」と規定している。

そこで、当該修正条項の解釈に関する本法廷の重要な判例を、より考慮することは、問題解決への鍵となるであろう。

Boyd v. United States, 116 U. S. 616, 29 L. ed. 746, 6 Sup. Ct. Rep. 524 は、板ガラス三五ヶースの押収、ならびに、没収を理由として連邦裁判所に係属した略式起訴事件であつて、起訴状によれば、物件所有者および輸入業者は、不正かつ虚偽の積荷証明書によつて輸入商品の通関手続をなした、というものである。次いで、従前、輸入済みの板ガラス二九ヶースの数量、価格を明らかにすることが重要となつた。The Act of June 22, 1874 [18 Stat. at L. 187, chap. 391, U. S. C. title 19, S. 535] の第十五条は、次のような規定を置いている。すなわち、関税法の下では犯罪ではない事件に於て、連邦検察官は、被告人の積荷証明書が、合衆国によつてなされた全ての主張——この主張は、積荷証明書を表示し、立証しようとする主張を明した申立書によりなされる——を立証するに資すると思料する場合には、被告人に対する積荷証明書提出命令を裁判所に求めることができる、もし、被告人がそれを拒否する場合には、

申立書の中でのべられた主張は、自白と考えられる。提出された場合には、連邦検察官は、裁判所の指示の下に積荷証明書の調査を許容され、証拠として援用することができる、と。当該法律は、The Act of [March 2] 1867 を受け継いだものであるが、それによれば、このような場合、関係人の宣誓供述書にもとづき、地方判事は、積荷証明書が存在する住居に立入り、証明書を入手し、判事の命令に従いそれを保管するため、令状を執行官に発布することができる、と規定されている。The Act of [March 3], 1863 [12 Stat. at L. 737, chap. 76] が、同様の趣旨を規定していた。ただ、当該法律が令状執行者を、執行官ではなく税関吏にしている点で、一八七四年の法律と異なる。連邦検察官は、The Act of 1874 にむとづき、積荷証明書の提出を強制した。裁判所は、当該法律を修正第四条、および修正第五条に違反するものと判断した。修正第四条について、ブラックドレイ裁判官は、次のように述べている——「しかし、修正第四条に関しては、The Acts of 1863, 1867, The Act of 1874 そして、それに基いて命令が発せられた The Act of 1874 の合憲性に對して如何なる異議が主張されたとしても、憲法上の疑義を生ずるものではない。何となれば、本法は、張簿や書類の搜索、押収を認めているのではなく、ただ単に、被告人あるいはクレイマントにそれらの提出を求めているにすぎないからである。しかしながら、本法は、被告人がそれらの提出を行わない場合には、それらにより立証される主張は、自白された

ものと見做す、と規定しているのであって、これは、書類等の提出強制に等しい。何となれば、検察官としては、可能なかぎり、常に被告人から引き出すことを期待しうる証拠を必ずや申立ることになるからである。人の住居への強制的立入り、それに伴う書類の搜索といった現実の搜索・押収の不快な事態は、この事件に欠けている。そして、この範囲においては、The Act of 1874 に基いた手続は、先行法律が認めていた手続の緩和である。しかも、この手続は、当事者に自己に不利益な証拠の提出を強制することにより、その本来的目的を達成することになる。かくして、自己に対する刑事訴追を立証するための自己の私的文書の提出強制、あるいは、財産の没収のための提出強制は、搜索、押収の行われるすべての事件において、憲法の修正第四条に抵触する。何となれば、それは、実質的因素であり、搜索、押収の唯一の対象であり目的であるからである、というのが我々の見解である」とされている。

ミラー裁判官およびウェイト首席裁判官は、この証拠を蒐集するため用いられた方法手段は、搜索・押収と同等とは考えられない、という賛成意見を述べたが、両裁判官は、修正第五条が侵害されたという点では一致していた。

当該制定法は、官憲が、被告人に書面、文書の提出を要求する旨を規定し、提出が拒否された場合には、つまるところ被告人は、文書内容の犯罪性を認めたものと見做される、という負担の下に、官憲が、搜索および証拠使用をなしうる旨を規定

している。修正第四条のいう搜索、押収が、ここにあげたような官憲の手続を包含するものと解釈することには、何ら無理がないことは明らかである。

次の事例——最も重要なものと思われる——は、Weeks v. United States, 232 U. S. 383, 58 L. ed. 652, L. R. A. 1915 B, 834, 34 Sup. Ct. Rep. 341, Ann. Cas. 1915 C, 1177 やある。この事件は、富籠においてターポン券・チケットを送るについて郵便を利用したかどにより有罪とされたものである。被告人は、令状無しに警察官に逮捕され、逮捕後、他の警察官および連邦保安官が、彼の住居に赴き、隣人から鍵をうけとり、被告人の部屋に立入り、搜索し、そして、多くの書類および物品を押収した。警察官および連邦保安官は、いずれも搜索令状を携行してはいなかつた。被告人は、裁判所に、所有物の返還を求める請求をした。裁判所は、訴追と無関係な一切の押収物件の返還を命じたが、関連性を有する証拠の返還については、これを拒否した。陪審宣誓後、被告人は、再度異議を申立て、当該書類の証拠採用について、令状無しの搜索は、修正第四条、修正第五条を侵害するものであり、それゆえ、それらは、証拠として不許容なものである、と主張した。裁判所は、職務にかつて行われた連邦官憲によるこのような書類の押収は、被告人の憲法上の権利の侵害であり、被告人は適切な措置によつてそれらを返還してもらうことができる、そして、事実審理でそれらを証拠として使用することを許容したことは、事実審裁

判所の誤りである、と判旨した。

フィールド裁判官が賛辞をもつて引用したジャクソン等事件の見解は、次のように述べている。すなわち、人権保障の原理としての修正第四条は、封緘された手紙、荷物にも適用可能である。そして、押収されるべき物件は、その旨を特段に表示せる宣誓あるいは誓約にもとづいて発布された令状にもとづいてはじめて開封され調査せられるにすぎない、と。

Silverthorne Lumber Co. v. United States, 251 U. S. 385, 64 L. ed. 319, 24 A. L. R. 1426, 40 Sup. Ct. Rep. 182 においては、被告人は、自分の家で逮捕され、勾留された。勾留中、政府官憲は、無権限で被告人の会社へ赴き、そこで発見された全ての帳簿、書類、文書を押収した。地方検事——彼は、次いで提出した正式起訴状の起訴事実に関係ある書類について記録にある押収令状にもとづいて——は、押収物件返還請求に対しても異議を申し立てた。裁判所は、次のように判示した。

「かくして、この事件の場合は、第三者の違法行為を介して事件についての知識を得るといふものではなくして、政府当局が、自らその全実行を企て——あるいは、すくなくとも全ゆる事態に則して是認し——たものであると推定されなければならぬ」と。

加えて、裁判所は、原押収の不法な性格は、全訴訟手続に及ぼされるのであって、ウイータス事件に従えば、押収文書は、被告人に返還されなければならない、と判示した。

〔オルムステッド対合衆国〕事件

Amas v. United Stales, 255 U. S. 313, 65 L. ed. 654, 41 Sup. Ct. Rep. 266 では、被告人は、脱税ウイスキー隠匿のか

どにより有罪とされた。事実審裁判所において、被告人は、「彼の宅地内の」住居および店舗に対する令状無しの捜索により押収された私有財産は、返還されるべきである、との請求を提起した。この請求は却下された。被告人の妻であると名告る女性は、関税法違反のかどにより住居内の捜索を行う旨を税関吏により告知された。彼女は、ドアを開け、税関吏は立入り、ウイスキーを発見した。ひきつき行われた家宅捜索の結果、さらに多量のウイスキーが発見された。裁判所は、このような行為は、修正第四条の侵害にあたるものであり、ウイスキーにかかる返還請求の却下および証拠排除請求の却下は誤りである、と判断した。

Gould v. United States, 255 U. S. 298, 65 L. ed. 647, 41 Sup. Ct. Rep. 261 においては、ゴウルドと他の二名は、合衆国に対する共謀詐欺の嫌疑で起訴され、一人が有罪、残りの者は無罪となつた。ゴウルドは誤審を主張した。主張の論拠は、下級裁判所があつかった問題を争うものである。第一の問題は、合衆国陸軍情報部の係官の指示の下に行動している者によつて被告人の事務所から秘かに押収された書類が、証拠として許容性を有するか否かに関するものであった。ゴウルドは、犯罪の嫌疑をかけられ、合衆国陸軍の一兵卒が、友人の風を装い、彼の事務所への立入許可をえ、留守中に、何の令状もなく多くの

書類を押収した。ゴウルドの所有にかかる書類の一通は、連邦警察官に送付され、証拠として採用された。当該書類が証拠として提出されたとき、それは被告人にとつては驚き以外の何ものでもなかつた。被告人は、あらかじめその返還を求める請求をなす何らの機会も与えられていなかつたのである。当該文書には、金錢的価値はなかつたが、審理中の争点にとつては重要なものであつた。当該文書の証拠としての許容は、修正第四条の侵害である、とされた。

Agnew v. United States, 269 U. S. 20, 70 L. ed. 145, 51 A. L. R. 409, Sup. Ct. Rep. 4 せ、次のとくに判断して
くる、修正第四条および修正第五条は、被告人逮捕後、逮捕現
場より数町はなれた被告人の家から発見され、令状無しに押取
された禁制麻薬を証拠として採用することは不許容なものであ
るとして禁ずる趣旨のものである、と。このよくな情況の下で
は、押収が逮捕に付隨して行われたものであるといふ正当化は
不可能である。

さて、本件に立ち戻つて勘案するに、修正第四条が侵害されていないとするならば、修正第五条を適用する余地は存しない。被告人に電話通話を強制したという事実は、何ら存在していない。被告人は、ただ電話傍受がなされているとは知らずに、継続的かつ故意的に売買行為を行っていたのである。我々の考慮は、修正第四条に限定されるべきである。

周知の歴史的目的は、人の住居、身体、文書、動産を捜索する政府権力の行使を掣肘し、その意思に反する押収、逮捕を防止することにある。政府の強制権力が乱用される危険性は、正にボイド事件の判決で裁判所が強調するところである。この点は、同じく、ウイークス事件、シルバースウォーン・ルムバー会社事件、アモス事件においても示されている。Gould v. United States は、不当な捜索、押収の禁止をその極限にまで押しつづめた。この先例は、暗黙のうちに拡大されるべきではなく、訴訟記録に示された事実に限定されねばならない。陸軍情報部から派遣された者は、被告人の事務所に立入る許可を秘かに得て、証拠価値を有する私文書を押収し持ち出したのである。これは、修正第四条にいうところの不当な捜索であり押収であるとされた。このような情況下における家屋潜入は、強制立入りと何ら変るところはない。そこには、被告人の住居への現実の侵入と文書の搬出という事実が在る。我々がここで扱うのは秘密裡に傍受された任意の会話に関する証言のみである。

修正条項それ自体によれば、捜索は、身体、家屋、文書、あるいは、動産といった有形物のそれに限られるべきことを示している。手続の適法性を担保するに必要な令状の記載は、捜索される場所、逮捕、押収される人または物を特定したものでなければならない。

裡に傍受された任意の会話に関する証言のみである。修正条項それ自体によれば、搜索は、身体、家屋、文書、あるいは、動産といった有形物のそれに限られるべきことを示している。手続の適法性を担保するに必要な令状の記載は、搜索される場所、逮捕、押収される人または物を特定したものでなければならない。

言葉は、電話傍受に関して修正第四条の解釈に類推解釈を持ちるものである。しかし、類推解釈は誤りである。修正第四条が封緘手紙にも当然適用されるのは郵政省（Postoffice Department）および政府と封緘手紙の保護を与えていた者との間の関係についての憲法上の規定が在るからである。……〈中略〉……修正条項の文言の範囲内で明らかに次のことは言いうる、すなわち、政府機関による封緘手紙の不法な奪取は、発信人の文書あるいは動産の搜索、押収にあたる。手紙は、文書であり動産であり、政府の保護の下に郵送されるという政府の保管内にある。

合衆国は、封緘手紙と同列には電話あるいは電話通話に考慮を払っていない。修正条項は、電話に関してなされる事柄を何ら禁止していない。そこには、搜索は存在しない。押収も存在しない。証拠は、聴覚を用いて得られたものに外ならない。そこには被告人の住居あるいは事務所への立入りもない。五十年前の電話の発明と、遠距離通話を目的とした実用化に伴い、遠隔地間の通信が可能となつた。

修正条項の文言は、被告人の住居あるいは事務所から到る処にといひて、いる電話線を包含している、といった具合に拡張、拡大されるるものではない。送話線は、被告人の住居あるいは事務所の構成部分ではなく、それにそつて電話線がはられている公道が、それらの構成部分でないのと同じである。

当裁判所は、Carroll v. United States, 267 U. S. 132, 149,

69 L. ed. 543, 549, 39 A. L. R. 790, 45 Sup. Ct. Rep. 280において、以下のように宣言してゐる――

「修正第四条は、その制定にあたって、何をもって不当な搜索ならびに押収として考えていたのか、という観点、ならびに、個々の市民の利益および権利のみならず、公的、利益をも保護するという態度から解釈されなければならない。」

ボイド事件のブラッドレー裁判官およびコウルド事件のクランク裁判官は、修正第五条および修正第四条は、自由の観点から憲法制定者の意図した目的を実効あらしめるべく前進主義的に解釈されねばならない、と述べている。しかし、これとても、家屋、身体、文書、そして動産といった概念の可能的・実際的意味内容を超えた言葉の拡張、換言すれば、聴取・見聞を禁止するといったように、「搜索・押収」という言葉を用いることを正当化する」とは不可能である。

Hester v. United States, 265 U. S. 57, 68 L. ed. 898, 44 Sup. Ct. Rep. 445 は、被告人の土地に不法に侵入し、被告人の住居から一〇〇ヤードの地点に身を潜め、被告人が出て来てウイスキーの瓶を他人に手渡したのを見た、という二人の法執行官憲の証言を不許容であると判示した。不法侵入の事実は存在したが、身体、家屋、動産に対する搜索の事実はなかつた。United States v. Lee, 274 U. S. 559 563, 71 L. ed. 1202, 1204, 47 Sup. Ct. Rep. 746; Eversole v. States, 106 Tex. Crim. Rep. 567, 294 S. W. 210.

「オルムステッド対合衆国」事件

「オルムステッド対合衆国」事件

当然のことながら、電話傍受がなされた場合、議会は、連邦刑事裁判においては、コモン＝ロー証拠法からはなれて、傍受内容を証拠として許容しえないものとする、という直接的立法行為により電話通話の秘密を保護することはできる。しかし、裁判所としては、修正第四条に拡張された奇異な意味を付加するが如き政策を承認するわけにはゆかない。結局、合理的な見解は、次のようなものとなる、すなわち、家に電話を引いている者は、外部の人に自己の音声を送ることを意図しているものである」と、そして、完全に住居外にある電話線およびそれにのって送られる通話は、修正第四条による保護の範囲外にある、という点である。送話音声を傍受した者は、対話者のいざれの住居にも立入ってはいけない。

.....<中略>.....

それゆえ、我々は、ijiに問題となっている電話傍受は、修正第四条の意味する搜索・押収とはならない、と考える。.....コモン＝ロー上の原則によれば、証拠の許容性は、証拠蒐集手段の違法性には影響われない。グリンリーフ教授は、著書「証拠」(vol. 1, 12 th ed by Redfield, § 254 (a)) の中で次のようく述べている——

「文書あるいはその他の物が、証拠として、当事者の意に反して、その所持を犯して押収され、あることは、その他の違法な方法で獲得されたとしても、その証拠としての許容性に対する有効適切な異議は存在しない。——もしやれらが、係争点に關

連性を有するならば——」¹⁵⁰。

ジョーンズ氏は、同じく証拠に関する著作の中で、グリーン＝ロー氏の見解に言及して次のように述べてゐる——

「憲法上の保障に対する侵害が存在してしまったならば、上記論述の真実性は絶対的である」。Vol. 5, § 2075, note 3.

当該原則は Jones in § 2075, note 3. and § 2076, note 6, vol. 5 および Wigmore, vol. 4, § 2183 によって用いられるべきである」と、当該原則を認めよう。本法廷は、Adams v. New York, 192 U. S. 585, 48 L. ed. 575, 24 Sup. Ct. Rep. 372 における、当該原則を認めよう。ウェイクス事件は、政府官憲の証拠蒐集において修正第四条および修正第五条により禁止されている手段によって蒐集された全証拠を排除する」とにより、コモン＝ローの原則に対する例外を示した。多くの裁判所は、ウェイクス事件に依拠してはいない。しかし、ウェイクス事件に依拠する裁判所は、当該証拠排除をコモン＝ロー上の一般原則に対する例外として取扱い、憲法上の規制じみたふうのは考へてはならない。 Hughes v. State, 145 Jenn. 544, 551, 566, 20 A. L. R. 639, 238 S. W. 588. State v. Wills, 91 W. Va. 659, 677, 24 A. L. R. 1398, 114 S. E. 261; State v. Salamon, 73 Vt. 212, 214, 215, 87 Am. St. Rep. 711, 50 Atl. 1097, 15 Am. Crim. Rep. 686; Gindrat v. People, 138 Ill. 103, 111, 27 N. E. 1085; People v. Castree, 311 Ill. 392, 396, 397, 32 A. L. R. 357, 143 N. E.

112; State v. Gardner, 77 Mont. 8, 21, 51 A. L. R. 454,
249 Dac. 574; State v. Fahn, 53 N. D. 203, 210, 205 N.
W. 67. ハウス＝ヒー上の原則、いかか、当該事件に適用される
べきものである。

アーヴィング裁判官の反対意見

被告人は、共謀による National Prohibition Act 違反のか
らにより有罪とされた。全ての被告人が逮捕され、起訴される
までもに、彼等が連絡の用に供していた電話は、すでに連邦官憲
によりたえず傍受されていた。電話傍受にあたっては、練達し
た架線工夫が政府によって雇い入れられた。彼は、八本の電話
線——告人の住居の電話線と事務所の電話線——に装置した。
そして加えて六名の取締官が、全力をあげて電話傍受を行ふ。
通話内容を記録するこの作業は、凡そ五ヶ月近くにも及んだ。
傍受された通話をタイプしたノートは、七七五頁にも及んだ。
被告人は、もつともな異議を執拗に申立て、政府の行った電話
傍受は、修正第四条を侵害する不当な搜索、押収であり、傍受
された通話を証拠として使用する、とは、被告人を自己に不利
益な証人たらしめるべく強制するものであり、修正第五条を侵
害するものである、との理由から、電話傍受により得られた証
拠の許容性を争つた。

政府は、官憲の用いた捜索方法を弁護しようとはしていない。
政府は、電話傍受が修正第四条の捜索、押収にあたると考えう

るならば、当該事件について使用された電話傍受は不当な捜索、
押収となり、それによって得られた証拠は、不許容なものとな
るであろう、と断つ。しかし、以上のことはかかって修正第四
条の文言如何にある。政府の見解によれば、修正第四条の保護
には、電話通話が包含されているとは正確について考えられる
こと、とするものである。

マーシャル首席裁判官は、McCulloch v. Maryland, 4 Wheat.
316, 407, 4 L. ed. 579, 601 において、「我々が解釈している
のは憲法なのだ、ハーバードを決して忘れてしまつことにあつ
てはならない」、と述べる。この判決以来、本法廷は、建国
の始父達が夢想だにしなかつたような対象に関する議会の権力
の行使を憲法の各条項の下でくりかえし支持して来た。参照、
Penscola Teleg. Co. v. Western U. Teleg. Co. 96 U. S. 1,
9, 24 L. ed. 798, 710; Nothein P. R. Co. v. North Dakota,
250 U. S. 135, 63 L. ed. 897, P. U. R. 1919 D, 705, 39 Sup.
Ct. Rep. 502, 18 N. C. C. A. 878; Dakota Cent. Teleph.
Co. v. South Dakota, 25 U. S. 163, 63 L. ed. 910, 4 A.
L. R. 1623, P. U. R. 1919 D. 717, 39 Sup. Ct. Rep. 507;
Brooks v. United States, 267 U. S. 432, 69 L. ed. 699, 37
A. L. R. 1407, 46 Sup. Ct. Rep. 345. 我々は、同様の見地か
ら、修正第五条および修正第十四条の適正手続に含まれるよう
な政府権力に対する一般的制限は、「一世紀ある」は一世紀半
もの昔ならば、専制的・圧制的であるとして多分拒否されてい

「ホルムステッド対合衆国」事件

一四八（四三四）

たであらう」立法によつて、合衆国あるいは諸州が近代的状況に適応するといふを禁止するのではない、と考えた。

Euclid v. Ambler Realty Co. 272 U. S. 365, 387, 71 L. ed. 303, 310, 54 A. L. R. 1016, 47 Sup. Ct. Rep. 114; Buck v. Bell, 274 U. S. 200, 71 L. ed. 1000, 47 Sup. Ct. Rep. 584: 明かな権限乱用から個人を保護するという保障を定める諸条項は、変転する世界に並行して順応して行く可能性を具有していなければならぬ。」のよつた条項を考慮して、本法廷は、「なればならぬ」。このよつた条項を考慮して、本法廷は、Weems v. United States, 217 U. S. 349, 373, 64 L. ed 793, 801, 30 Sup. Ct. Rep. 544において次のように述べる。

「法律の制定は、——法令的なものも憲法的なものも——眞実、それによつて排除される害悪の経験にもとづいてなされる。しかし、それだからといって、法律の一般的文言がその時までに生じた害悪の形態に必ずしも限定されるべきではあるまい。時の流れは転変し、新しい状況と問題を生み出すに到る。それゆえ、生命を与えた原理は、それをこの世に生み出す原由となつた害悪にその適用を限定されるべきではなく、より広い適用を与える能力をもたなければならない。このことは、特に憲法に妥当する。憲法は束の間の法律ではなく、現に生起して席裁判官の言葉を借りるならば、憲法は、「人間の制度が不朽くる事態に対処するべく制定されたものである。マーシャル首席裁判官の言葉を借りるならば、憲法は、「人間の制度が不朽のものとなればなるほど、その不朽性に適合するべく構成されたものとなればなる」ものである。憲法の未来性とは、予言すらななければならぬ」ものである。憲法の未来性とは、予言すらな

されえない好ましいあるいは好ましからざる事態に対する配慮と準備にある。それゆえ、憲法の適用にあたつては、我々の考慮は、過去のみならず未来に向かうことが可能となる。他の全ての原則の下において、憲法は、それが実効性と貫徹性を持たないものであればあるほど、憲法の適用は不充分かつ安易なものとなるであろう。その一般原則は、無価値なものとなり、生命のない無能な形式に墮するであろう。表明されている諸権利は、その現実性を喪失してしまうにちがいない。

修正第四条・修正第五条が制定された時点における「害悪の形態」は、必然的にシンプルなものであった。当時、強制および侵害は、官憲が直接的に自己負罪のために用いる手段のみが存在していたにすぎない。それは個人に証言を強制するものである。——必要な場合には、強制は拷問を伴つた。それは、個人の私生活に相伴う文書その他の物の占有を確保することができ、必要な場合には、侵入、立入りによる押収を伴う。「人の住居の神聖、生活の秘密」をこのような形で侵害することに対する保護は、修正第四条・修正第五条において明らかに規定されている。Boyd v. United States, 116 U. S. 616, 630, 29 L. ed. 746, 751, 6 Sup. Ct. Rep. 524.しかし、「時代は変化し、新しい状況と目的を存在せしめるにいたるものである」。ブライヴァシーを侵害する巧妙かつ有効な方法が、政府の採用するところとなる。発見と発明は、私室での私語を法廷で明らかにするこを拷問以上の効果的手段により可能とした。

さらにその上、憲法の適用にあたって我々の注視すべき」とは、單に過去についてのみではなくして未來についてである。エスピオナージの手段を政府に与える科学の發達は、ワイヤー・タッピングで終りを告げるとは思われない。いつの日か、政府が秘密の抽出出しから書類を押収することなくそれらを法廷に持ち出し、家庭の中の詳細な出来事一部始終を陪審員に明らかにすることが可能となるような方法が發達してくるであろう。心理学および関連諸科学の發達は、表示されもしない信条、思想および感情を暴露する手段をもたらすにちがいない。「それは、全ての人々の自由を、全てのコッペ役人の手に委ねてしまふことだ」とショーミス・オーティスは、これに比すればまださしいな住居強制入りについて述べている。キャムデン卿によつては、「はるかに小さな立入りすらも、社会の全ての安寧を破壊するもの」と思われたのである。憲法は、個人の安全に対し行われるこのような侵害に対して何らの保護をも与えることができないものであろうか。……………

ジャクソン等事件 96 U. S. 727, 24 L. ed. 877 は、郵送に付された封緘手紙は、修正条項により保護されていると判決した。郵便は、政府による公共事業である。電話も政府による公共事業である。封緘手紙と電話通話との間には、本質的に何らの相違も存在しない。ルドキン判事は、「実際、一方は可視的であるが、他方は非視的である。一方は有形物であるが、他方は無形である。一方は封印しうるが、他方は不可能である。しかし、

「オルムステッド対合衆国」事件

これらは無用な区別である」とのべてゐる [53 A. L. R. 1484, 19 F. (2d) 842.]。電話のプライヴァシーを侵害する」とから生ずる害悪は、郵便に干渉する場合のそれよりもはるかに甚大である。電話線に傍受装置がとりつけられているときは常に、送話線両端の人間のプライヴァシーが侵害されている、そして、対話者間に交わされるあらゆる適切な、秘密裡のあるいは許された事柄にわたる会話は、——傍受されうることになる。その上、ある人間の電話を傍受することは、彼がかける他の全ての人、および彼にかけてくる他の全ての人の電話を傍受することにもなる。捜査の手段としての writs of assistance および general warrant は、ワイヤー・タッピングと比較すれば、とるに足らぬ専制と抑圧の手段である。……〈中略〉……

私の意見によれば、修正第四条、修正第五条に確立された解釈原理を取り入れるならば、電話傍受により得られた証拠の採用に対する被告人の異議は支持されなければならない。被告人の住居に引かれている電話線の物理的接続が行われたかどうか、は重要ではない。侵入が法執行のためであつたかどうか最も重要なではない。経験は、政府の目的が有益なものであるとき、正に自由を守るために充分な注意がはらわれなければならないことを教える。自由を享有している人々は、悪魔の心をもつ支配者によつて自らの自由が侵害されることに抵抗するに機敏である。自由に対する最大の危険は、良い意味で熱心な、かつ、思慮なき人間によるめだたない侵害の中に潜んでいるのだ。

.....<以下略>.....

〔解説〕

ワイヤー＝ダッピングが不当な搜索押収の一つである」とについては、今日疑問の余地は存しないであろう。しかし、本判例は、この問題について、歴史的趨勢、過渡的状況を我々に示している。一、合衆国憲法修正第四条の解釈、二、プライバシーの権利 この二つの問題について、判旨と反対意見は、それらの問題点を浮彫りにしているといつてよい。

先ず、合衆国憲法修正第四条が、判旨に述べられているように、単に、身体、住居、文書、動産といった概念によって有形物に対する不当な搜索押収を禁止するだけのものであって、人身の安全と自由そしてひろくプライバシーの権利ならびに私有財産に対する侵害を禁ずる趣旨ではない、という形式的な考え方では、ブランドイス裁判官の反対意見と対比して読む時、微塵に打ちくだかれているといつてよい。」のようないくつかの形式的解釈は、The Right to enjoy life. The Right to be let alone といった The Right to life から発展した自由の権利の拡大によって否定される方向を辿った(外間実証「プライバシーの権利」(サミエイス著) プライバシー研究成能通、伊藤正巳編所収一頁一二頁参照)。

.....

「自由の権利は、多方面にわたる市民の特権の行使を保障する。そして『財』という用語は、あらゆる形態における占有——有形物のみならず無形物についても——を包含するまでに発展した」というウォーレン、ブランドイスの言葉(外間実証前

は、プライバシーの権利の確立を意味し、ひるがえって修正第四条の保護するべきもの、不当な搜索・押収から保護されるべきものの今日的範囲を明確化している。

加うるに、不当な搜索押収の禁止と証拠排除の問題がある。

これは、一方では、犯罪人を処罰せねばならないという刑政の本旨と、他方、被告人の人権を尊重、保障しなければならないという理念がある。この問題は、利益均衡の問題であるかの如く抉えられるが、そうであろうか。換言すれば、両者は、その重点の置き方において、二者択一の関係にあるもの、あるいは、両者の間に妥当な妥協の接点が存在するものと考えられるべきものであろうか。我々の歴史的経験は、人間の確立した自由の理念の否定にもとづく刑政に対して抵抗する権利とその行使の事実を示している。自由の理念の否定にもとづくものは、刑政ではない。自由の理念は刑政の内在的要素であって、決して比較衡量されるべき外在的要素ではない。この間の論理的事情は、「基本的人権」と「公共の福祉」の関係についてのそれと同じである。

「プライバシーの権利」という言葉は、通常、民法上の不法行為の問題、憲法上の基本的人権の問題との関連において用いられてきていたが、本来、「プライバシーの権利」という言葉は、刑法上の概念であり、不当な搜索、押収、逮捕の禁止を市民の側から見たものである。それゆえ、この問題を取り扱う場合には、問、ワイヤー＝ダッピングに限られることなく、令

状なき搜索・押収、逮捕、理由なき搜索・押収、逮捕という広い場面が対象とならなければならない。本判例中には、それに関する多くの判例が引用されている。それらは、それぞれ、アメリカ刑事裁判における Rule として確立されていくものである。これらについては次回で解説することとして、以下、電話傍受による証拠蒐集に関する最近の判例を一・二紹介して解説にかえよう。

先ず Benanti v. United States, 355 U. S. 96 (1957) がある。上訴人は、ニューヨーク州麻薬取締法違反の嫌疑をうけ、ニューヨーク警察は、ニューヨーク法 (N. Y. Const., Art. 1, § 12; N. Y. Code of Criminal Procedure § 813-a (1942)) に基づいて発せられた令状により上訴人の電話に傍受装置を取り付けた。電話傍受によって得られた情報にもとづき、警察は、上訴人の弟を逮捕した。彼の所有にかかる麻薬は発見されなかつたが、連邦法に定める納税証紙 (tax stamp) のないアルコールが発見された。当該証拠物件は、連邦関係当局に引渡され、納税証紙なきアルコールの所持運搬のかどにより起訴された。

その間、上訴人は、電話傍受により得られた証拠の排除請求を提起したが却下された。第二巡回裁判所は、有罪を宣告し、証拠は、連邦通信法 (Federal Communications Act) 第六〇五条に違反して得られたものであるが、それによって許容性を失つものではない、と判示した。移送命令 (certiorari) もとづき連邦最高裁判所へ係属し、そこで判決は破棄され、同法第六

○五条を侵害して州官憲によって得られた証拠は、連邦法廷においては不許容なものである、と判示された。

次に、Rathbun v. United States, 355 U. S. 107 (1957) の事実は以下のようなものである。上訴人からの脅迫電話を予想して、被害者は、州警察に普通子電話を傍受していくれるよう依頼した。警察は傍受し、通話内容に関する官憲の証言は、連邦法 (上訴人は 18 U. S. C (1952) § 875 (b) and (c) に違反して脅迫電話をかけた点で有罪とされた) 違反にかかる上訴審で許容された。第十巡回裁判所で有罪が確定した。連邦最高裁判所に対する事件移送命令にもとづき、最高裁判所は、同法第六〇五条は、侵害やねじらない、何故ならば、法律にいう「電話傍受」 ("interception") は存在していない。証言は証拠として許容性がある、と判断した。

連邦通信法第六〇五条は、本質的に禁止規定であり、電話通話の傍受・暴露を禁止するものである。本法は、刑法的ならびに民法的意味を有する。本法の規定—— "[N]o person not being authorized by the sender shall intercept any communication and divulge or publish the existence, contents, substance, purport, effect, or meaning of such intercepted communication to any person....." の卒直な意味は、証拠排除法則 (an exclusionary rule of evidence) を当然にあたるものである。それは、証拠法則もしくは、州訴訟手続における正反対の州法則にとてかわるものではない。しかしながら

ら、連邦裁判所におけるその適用は、傍受された通話内容に関する証言およびのような傍受の「果実」として得られた証拠のいずれをも禁止している。——少くとも、電話傍受の事実が明らかになつたときには。(Nardone v. United States, 308 U. S. 338 (1939)) 排除法則は、州内ならびに州間の通信に適用される (Weiss v. United States, 309 U. S. 321 (1939))。

“ナンチャ事件の判断に於て、第一巡回裁判所は、第六〇五

条に違反して得られた証拠は、合衆国憲法修正第四条に違反して得られた証拠と同様な取扱を与えられてしかるべきであろう、という連邦裁判所の婉曲な考え方によれば、提出証拠の許容性を認めた。連邦最高裁判所は、Goldstein v. United States, 316 U. S. 114 at 120 (1942)において、「電話の不法な傍受は、修正第四条により禁止されている搜索・押収にはあたらぬことである。我々は連邦通信法の禁止規定に関しては(修正第四条と)同様の政策を示してゐることと考えてゐる」と判断してゐる。やむなし、修正第四条の考え方は、修正第十四条に違反せる搜索・押収において、少くとも連邦警察が関係していない場合、おおら、搜索が連邦法の執行のみにかかるものでない場合に、州官憲によつてのみ得られた証拠を連邦訴追において採用することを明らかに許容しているのである、と考えられてゐる。(Byars v. United States, 273 U. S. 28 (1927); Lustig v. United States, 338 U. S. 74 (1949)) もの時以来、

「オルムステッド対合衆国」事件の考え方は、第六〇五条を侵害して獲得された州の保全証拠でも許容性を与えるべきである、という方向を示した。連邦最高裁判所は、それにも拘らず、この制定法は逆の結論を生むものであるとして、「違法搜索において州官憲によってのみ獲得された証拠が、修正第四条にも拘わらず連邦裁判所において証拠として許容されうるかどうか」という点は、当裁判所においては未決定の問題のままである」と述べた(Benanti case at 102)。

連邦通信法第六〇五条は、「送話者」("sender")の許可のないかぎり、通話の「傍受」および公開を明示的に禁止している。ラスバン事件以前に、連邦下級裁判所は、電話の両対話者は、そのいずれかが送話者であり受話者であり、それゆえ、電話傍受が適法になれるためには両者の許可が必要である、と指摘していた(United States v. Polakoff, (12th Cir. 1940) 12 F. (2d) 838; United States v. Hill, (S. D. N. Y. 1957) 2149 F. Supp. 831)。その他の下級裁判所は、第三者が一方の当事者の同意の下に子電話の会話を傍受する場合には、同法の意味における「傍受」とはならなく、と指摘してゐる(United States v. White, (7th Cir. 1956) 228 F. (2d) 832; Flauders v. United States, (6th Cir. 1955) 222 F. (2d) 163.)。連邦最高裁判所は、後者の立場にたち、誰これが「送話者」か、という問題を避け、「傍受」という言葉が、第三者による子電話聴取という日常的に起つてゐる事柄および社会的に実際に行われる行為を包含するかと考へるに違ひがないところである。

を強調した (Rathbun case at 109 to 111)。この結論は妥当というべきであろう。この場合受話者は、その内容を証言することができるわけであり、会話を聴取した警察官に証言することを禁止したとしても、それはただ単に受話者の証言と警官の証言との符合を妨げるのみであって、会話内容の公開を妨げることにはならない。同様の考慮から子電話以外の装置を用いて当事者の方の同意の下に得られた証拠も許容されるという結論が生ずる。しかしながら、このような装置が用いられたとするならば、最高裁判所は、この場合にもなおかつ「傍受」は存在していないとするには困難となるであろう。そして、誰が送話者か、という問題に直面することにならざるを得ない。用いられた方法に拘らず、会話の一方当事者の同意を得て聴取することは「傍受」にあたらないとすれば、この問題は、回避される。そして、これが、制定法の妥当な解釈であると思われる。

以上紹介した二つの事件とその問題点を最後に要約すると次のようになる。

ベナンティ事件、ラスバン事件は、相互に補い合うべきもののように思われる。ベナンティ事件は、電話通話のプライバシーの州憲による侵害に対して個人を保護している。その保護は、少くとも連邦証拠排除法則の範囲までは与えられている。他方、ラスバン事件は、右のような保護は、個人のプライバシーが実際にワイヤータップによって犯される場合にのみ与えられることを明らかにし、州警察が、通話内容を証言しうる地位にある一方の対話者から会話の聴取を依頼されたという場合には、ワイヤーリッピングにはあたらないであろう、としている。

なお、ベナンティ事件、ラスバン事件については、Michigan Law Review Vol. 56 No. 6 (1958) を参照したことを付け加えておく。